

重要

# 厚生労働省より

## 新たなガイドラインが発表

厚生労働省より「安全推進者の配置等に係るガイドラインの策定」が発表されました（基発 0328 第 6 号・平成 26 年 3 月 28 日）。

これは、現在の労働安全衛生法において、安全管理者又は安全衛生推進者の選任が義務付けられていない業種（小売業、社会福祉施設、飲食店など）においても安全推進者を配置し、職場環境や作業方法の改善、安全衛生教育の実施といった安全活動への取り組むことを目的としています。

ガイドライン策定の背景には、労働災害約 12 万件のうち、3 分の 1 を上回る約 5 万件が安全管理者又は安全衛生推進者の選任が義務付けられていない業種にて発生していることがあげられ、安全管理体制の構築が急務となっています。

### 対象となる 重点業種

- ・小売業（各種商品小売業、家具等小売業及び燃料小売業を除く）
- ・社会福祉施設
- ・飲食店

### 配置すべき 安全推進者の 要件

- ・安全衛生推進者の資格を有する者  
（安全衛生推進者養成講習修了者、大学を卒業後 1 年以上安全衛生の実務を経験した者等）
- ・安全管理者の資格を有する者  
（安全管理者選任時研修を修了し、大学の理科系の課程を卒業しその後 2 年以上産業安全の実務を経験した者等）
- ・労働安全コンサルタントの資格を有する者、安全管理士の資格を有する者

### その他

- ・安全推進者の配置は、事業場ごとに 1 名配置すること
- ・配置したときは、その氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等周知すること

### ーウェルネットがお役に立てることー

私どもウェルネットでは、「安全衛生推進者養成講習」および「安全管理者選任時研修」を実施しております。  
「安全衛生推進者養成講習」は、安全管理や作業環境管理等を学ぶ法定講習であり、修了することで、「安全衛生推進者の資格」を有することになります。

この資格を有することで、上記ガイドラインの「安全推進者の要件」を満たすこととなります。ぜひ、御社の安全管理のためにご受講下さい。